七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限　平成二十四年十一月二十八日まで
提出先
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
福岡第二合同庁舎　二階
国土交通省　九州地方整備局　港湾空港部
福岡空港ＰＴ（プロジェクトチーム）
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館　十四階
国土交通省　大阪航空局　空港部　空港企画調整課
意見書の提出に必要な事項
意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見
意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書の説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成二十四年十月十五日
国土交通省九州地方整備局長　吉崎　収
国土交通省大阪航空局長　福内　直之
一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　国土交通省九州地方整備局
国土交通省大阪航空局
代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　吉崎　収
国土交通省大阪航空局長　福内　直之
主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　福岡空港滑走路増設事業
対象事業の種類　滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
対象事業の規模　新設する滑走路の長さ二千五百メートル
三　対象事業が実施されるべき区域　福岡市博多区
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲　福岡市（東区、博多区、南区）、春日市、大野城市、太宰府市、志免町及び粕屋町
五　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十四年十月二十六日　十九時から
福岡市立博多市民センター　大ホール
平成二十四年十一月二日　十九時から
福岡リーセントホテル　舞鶴
平成二十四年十一月三日　十九時から
福岡市東区箱崎二丁目五十二番一号
平成二十四年十一月三日　十四時から
粕屋町福祉センター　大広間
糟屋郡粕屋町大字長者原二百五十二番地
平成二十四年十一月三日　十九時から
福岡市立南市民センター　視聴覚室
福岡市南区塩原二丁目八番二号
平成二十四年十一月九日　十九時から
大野城まどかぴあ　小ホール
大野城市曙町二丁目三番一号
平成二十四年十一月十日　十四時から
春日市ふれあい文化センター　中研修室
春日市大谷六丁目二十四番地
平成二十四年十一月十一日　十時から
太宰府市中央公民館　研修室
太宰府市観世音寺一丁目三番一号
平成二十四年十一月十一日　十四時から
志免町立町民センター　視聴覚室
糟屋郡志免町志免中央一丁目二番一号

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。
平成二十四年十月十五日
海難審判所長　藤江　哲三

登録
登録番号　氏　名　登録年月日
二二八四　板野　昌也　二四・七・二
二二八五　松尾宗太郎　〃・一一・一三
二二八六　山谷　周二　〃・一一・一九
二二八七　齋藤　理央　〃・一二・二四
二二八八　團野　貞明　九・一〇
二二八九　坂井　豊　〃・一一・一三
二二九〇　吉田　麗子　〃・〃・〃
二二九一　總山　哲　〃・〃・二六

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十四年十月十五日
東北経済産業局長　山田　尚義
一　件名　十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十四年十一月十六日　午後二時から
三　場所　十和田商工会館四階会議室（青森県十和田市西二番町四番十一号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）
2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに十和田ガス株式会社（青森県十和田市大字赤沼字下平五七七番地）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「十和田ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年十月三十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「十和田ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年十月三十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書
東北経済産業局長　殿
（ふりがな）
届出者　氏　名　（郵便番号）
住　所　（電話番号）
職　業

十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。